

保護者の皆さまへ

## 独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度について

川島町では、町立保育園に通っているお子さまの不慮の災害に備えて、独立行政法人日本スポーツ振興センターと災害共済給付契約を結んでいます。

災害共済給付は、保育園の管理下において、お子さまが災害に見舞われた際に、その治療費や見舞金の給付を保護者のかたに行う制度です。

制度の加入につきましては、町立保育園に入園した全てのお子さまが対象となりますが、掛金(年額375円)の全額を川島町で負担をしているため、保護者負担はありません。

また、日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度の対象になる医療費は、子育て支援医療費制度では助成ができません。受診の際は、子育て支援医療費受給資格証は提示しないでください。

### 【保育園の管理下とは】

- ① 園外保育や園行事を含む保育時間中
- ② 通常の経路及び方法による通園中 など

### 【災害共済給付と医療費助成制度について】

名称	給付割合	期間	死亡・障害見舞金
日本スポーツ振興センター	4割	初診から 最長10年	あり
子育て支援医療費助成制度	3割	中学校卒業まで	なし



【給付の種類と内容】

災害の種類	災害の範囲	給付金額	
負傷	その原因である事由が保育園の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもの	医療費 ○医療保険並の療養に要する費用の額4/10（その内1/10は、療養に伴って要する費用として加算される分）。 ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額（所得区分により限度額が異なる。）に療養に要する費用の額の1/10を加算した額。 ○入院時食事療養費の標準負担額がある場合は、その額を計算した額。	
疾病	その原因である事由が保育園の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもののうち、文部科学省令で定めているもの ・保育園給食等による中毒 ・ガス等による中毒 ・熱中症 ・溺水 ・異物の嚥下または迷入による疾患 ・漆等による皮膚炎 ・外部衝撃等による疾病 ・負傷による疾病		
障害	保育園の管理下の負傷及び疾病が治った後に残った障害	障害見舞金 82万円 ～ 3,770万円 (通園中の災害は 1,400万円)	
死亡	保育園の管理下において発生した事件に起因する死亡及び疾病に直接起因する死亡	死亡見舞金 2,800万円 (通園中の災害は 1,400万円)	
	突然死	運動などの行為に起因する突然死	死亡見舞金 2,800万円 (通園中の災害は半額)
		運動などの行為と関連のない突然死	死亡見舞金 1,400万円 (通園中の災害も同額)

【給付の基準について】

- ① 同一の災害の負傷又は疾病についての医療費の支給は、初診から最長10年間行われます。
- ② 災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から2年間行わないときは、時効によって消滅します。
- ③ 災害共済給付を受けたときは、損害賠償や川島町子育て支援医療費支給、川島町ひとり親家庭等医療費支給を受けられません。
- ④ 生活保護法による保護を受けている世帯に属する保育園児に係る災害については、医療費給付を行いません。
- ⑤ 非常災害（風水害、震災、事変その他非常災害であって、当該地域の多数の住民が被害を受けたもの）による在園児の災害には、給付を行いません。